

特集

子供たちの未来を育む
豊かな体験活動の充実

はじめに

体験活動は人づくりの「原点」です。未来の社会を担う全ての青少年に、人間的な成長に不可欠な体験の機会を教育活動の一環として意図的・計画的に創出することは非常に重要です。文部科学省では、学校、家庭、地域それぞれの場における体験活動を推進しています。

本特集では、まず、第1節で体験活動の意義や効果について、第2節で青少年の体験活動を推進する具体的な取組を、生活・文化体験活動、自然体験活動、社会体験活動の三つの分野から紹介します。そして、第3節では、平成28年度に開催した「青少年の体験活動の推進方策に関する検討委員会」等において議論された内容や、今後の方向性について紹介します。

第1節 子供たちの体験活動の意義や現状

1 体験活動のあらまし

(1) 体験活動とは

体験活動とは、主として「体験を通じて何らかの学習が行われることを目的として、体験する者に対して意図的・計画的に提供される体験」*1のことを指します。体験活動は、直接自然や人・社会等と関わる活動を行うことにより、五感を通じて何かを感じ、学ぶ取組を広く包含しています。体験活動は、その内容に応じて大きく三つの活動に分類されます。一つ目は、生活・文化体験活動であり、例えば放課後に行われる遊びやお手伝い、野遊び、スポーツ、部活動、地域や学校で行われる行事などを指します。二つ目は、自然体験活動であり、例えば登山やキャンプ、ハイキング等といった野外活動、星空観察や動植物観察といった自然・環境に係る学習活動です。三つ目は、社会体験活動であり、例えばボランティア活動や職場体験活動、インターンシップが挙げられます。



海での体験活動

(2) 青少年の体験活動の意義・効果

体験活動は、幼少期から青年期まで、多くの人と関わりながら体験を積み重ねることにより、「社会を生き抜く力」として必要となる基礎的な能力を養う効果があると考えられています。社会で求められる仲間とのコミュニケーション能力や自立心、主体性、協調性、チャレンジ精神、責任感、創造力、異なる他者と協働する能力等を育むためには、様々な体験活動が不可欠です。

また、体験活動は、自分自身との対話、実社会との関わり等を考える契機となります。自然の中で、これまで触れたことのない物に触れながら、その存在を認める経験を積むことで、大人になり思いどおりにならない状況に直面したときにも対応できる力が付くと期待さ

*1 平成19年1月30日中央教育審議会答申「次代を担う自立した青少年の育成に向けて」による。

れています。

人間関係をうまく作れない、規範意識が欠けている、ささいなことでも感情を抑えられないなど、青少年が抱える様々な課題解決への一つのアプローチとして、また、課題の未然防止のためにも体験活動は有効とされています。楽しみながらいろいろな世界の入り口を見せることができる体験活動や、学校から離れた自然の中で人や自然とつながる経験などを通じて、日常の生活を客観的に見つめ直すことができます。個々の子供の状況と発達段階を慎重に見極めた上で、こうした教育の機会を提供することにより、基本的なコミュニケーション能力や生活習慣を身に付け、子供の社会性や「思いやり」など豊かな人間性を育み、人間関係形成力を育成することが重要です。

そのため、幼少期から、家族や地域、自然の中での豊富な刺激と体験活動を発達段階別・学校段階間に連続して継続的に行うことが、一層効果的と考えられます。

2 子供たちの体験活動に関する実態調査

国立青少年教育振興機構は、青少年教育のナショナルセンターとして子供たちの体験活動に関する実態等を把握するため、青少年教育、社会教育、学校教育等の専門家の協力を得て調査研究を推進しています。

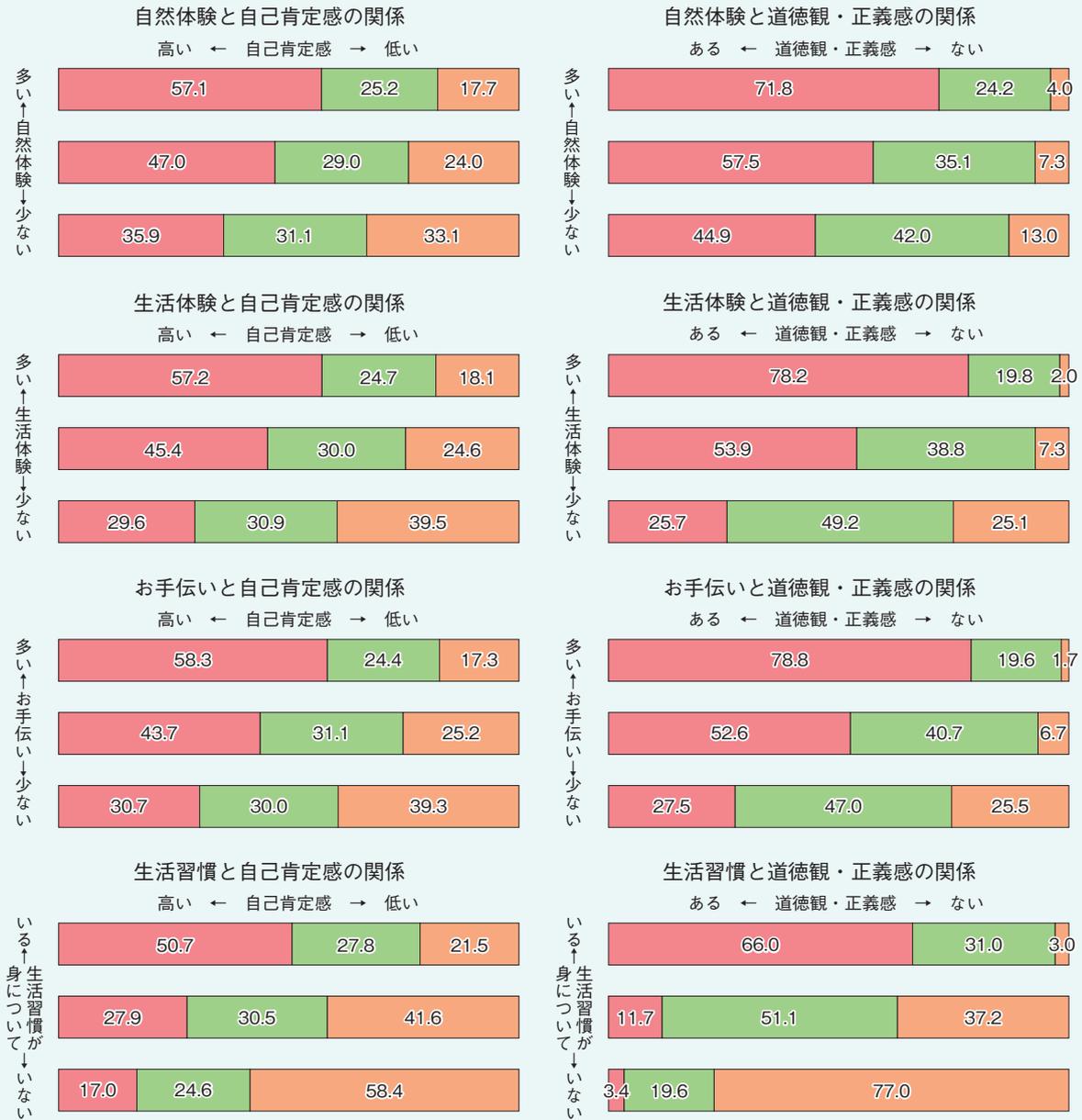
特に、子供の頃の体験活動がどのような影響や効果をもたらすのかについて多様な観点から調査研究を推し進めています。①子供を対象とした、これまでの体験活動と意識・能力等との関係性、②大人を対象とした、子供の頃の体験と大人になってからの資質・能力との関係性についての調査研究、③子供の体験活動の実態についての経年比較、年齢期や世代間での比較、保護者の経済状況での比較、諸外国との比較など多面的な調査研究を推進しています。

以下では、これらの調査研究の結果の一部を紹介します。

(1) 子供の体験活動と意識の関係

自然体験や生活体験といった体験が豊富な子供やお手伝いを多くしている子供、生活習慣が身に付いている子供ほど、自己肯定感や道德観・正義感が高い傾向が見られます。

図表 1-2-1 子供の体験活動と意識の関係



(出典) 国立青少年教育振興機構「青少年の体験活動等に関する実態調査(平成26年調査)」(平成28年5月)
 ※本調査の対象者は、小学4年生～小学6年生、中学2年生、高校2年生である。

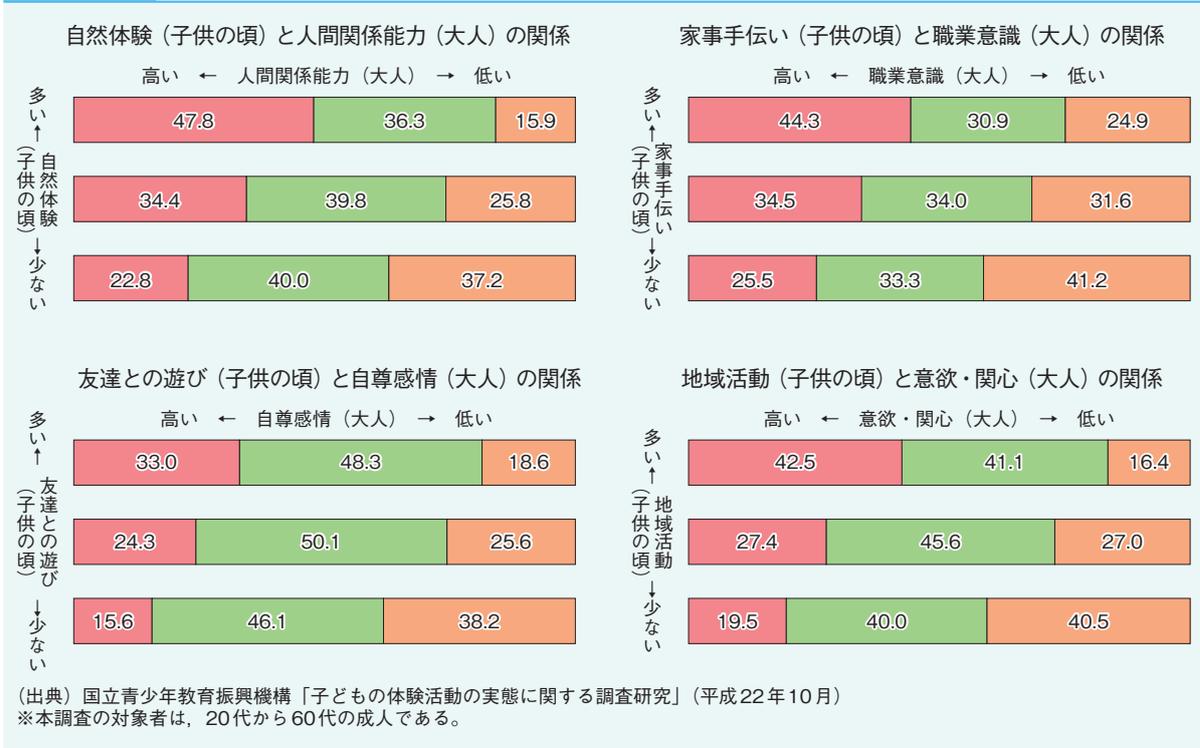
- 【子供の頃の体験活動】**
- 自然体験に関する質問項目
- ・海や川で泳いだこと
 - ・夜空いっぱい輝く星をゆっくり見たこと 等
- 生活体験に関する質問項目
- ・タオルやぞうきんを絞ったこと
 - ・ナイフや包丁で、果物の皮をむいたり、野菜を切ったこと 等
- お手伝いに関する質問項目
- ・買い物のお手伝いをする
 - ・食器をそろえたり、片付けたりすること 等
- 生活習慣に関する質問項目
- ・朝、食事を取る
 - ・自分の布団の上げ下ろしやベッドを整頓すること 等

- 【子供の頃の意識】**
- 自己肯定感に関する質問項目
- ・今の自分が好きだ
 - ・体力には自信がある 等
- 道徳観・正義感に関する質問項目
- ・家で挨拶をすること
 - ・友達が悪いことをしていたら、やめさせること 等

(2) 子供の頃の体験と大人になってからの資質・能力の関係

次に、子供の頃の体験と大人になってからの資質・能力との関係を見ると、子供の頃に自然体験やお手伝い、友達との遊び、地域での活動などの体験が豊富な人ほど、大人になってからの人間関係能力や自尊感情、意欲・関心といった資質・能力が高い傾向が見られます。

図表 1-2-2 子供の体験活動と資質・能力の関係



【子供の頃の体験】

自然体験に関する質問項目

- ・海や川で貝を採ったり、魚を釣ったりしたこと
- ・夜空いっぱいに輝く星をゆっくり見たこと 等

家事手伝いに関する質問項目

- ・家の中の掃除や整頓を手伝ったこと
- ・食器をそろえたり、片付けたりしたこと 等

友達との遊びに関する質問項目

- ・かくれんぼや缶けりをしたこと
- ・ままごとやヒーローごっこをしたこと 等

地域活動に関する質問項目

- ・祭りに参加したこと
- ・地域清掃に参加したこと 等

【資質・能力】

人間関係能力に関する質問項目

- ・人前でも緊張せずに自己紹介ができる
- ・初めて会った人とでもすぐに話ができる 等

職業意識に関する質問項目

- ・自分にはなりた職業や、やってみたい仕事がある
- ・大人になったら仕事をするべきだと思う 等

自尊感情に関する質問項目

- ・自分のことが好きである
- ・家族を大切にできる人間だと思う 等

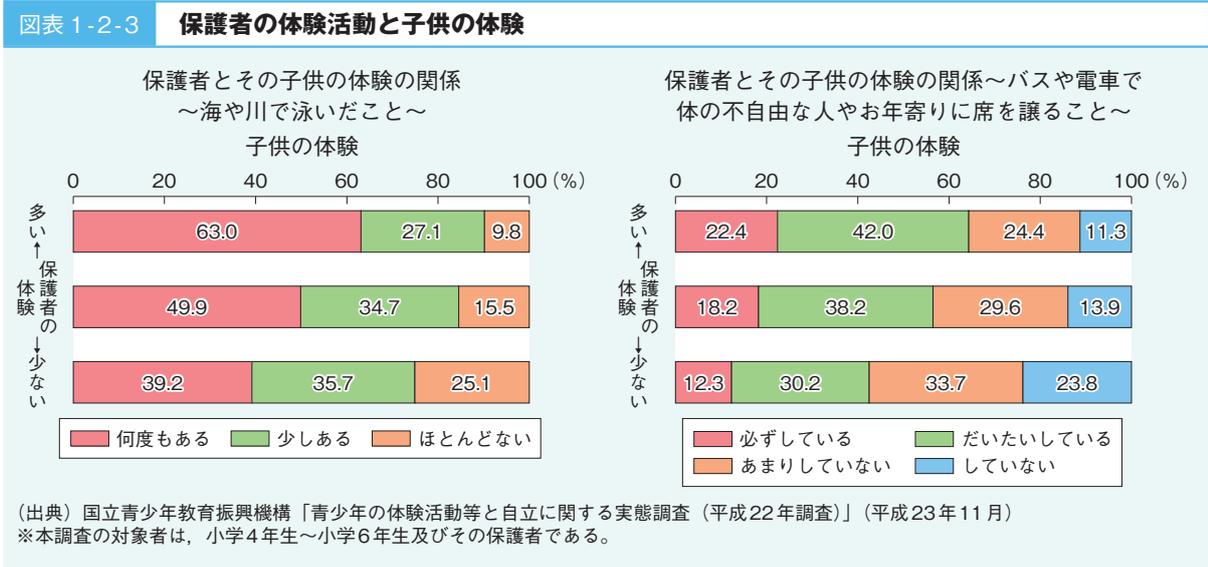
意欲・関心に関する質問項目

- ・もっと深く学んでみたいことがある
- ・分からないことはそのままにしないで調べたい 等

(3) 保護者の関わり方

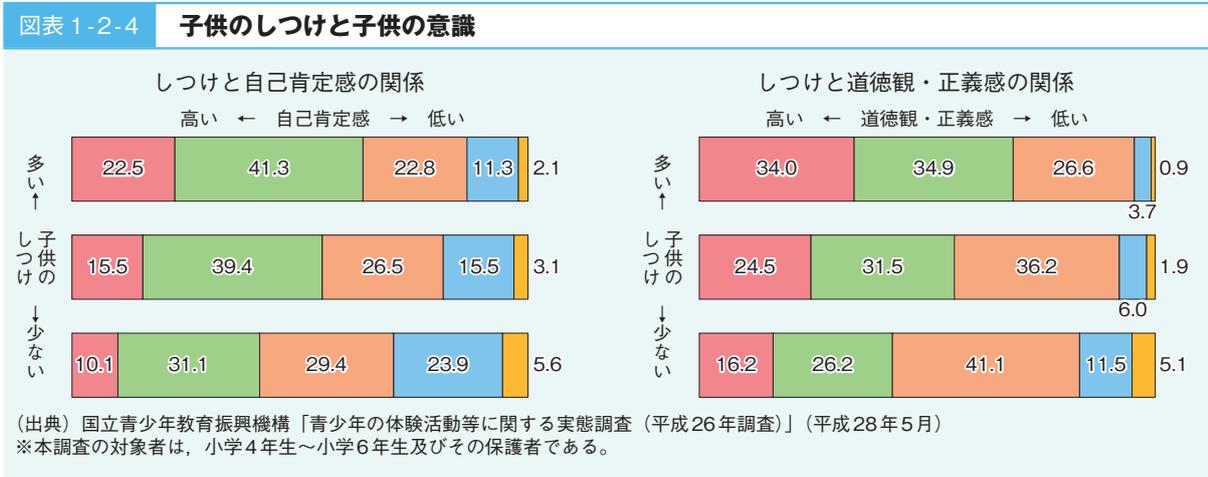
①保護者の体験活動とその子供の体験活動の関係

保護者の体験と、その子供の体験活動の関係を見ると、子供の頃の体験が豊富な保護者ほど、その子供も体験が豊かな傾向が見られます。



②子供の意識としつけの関係

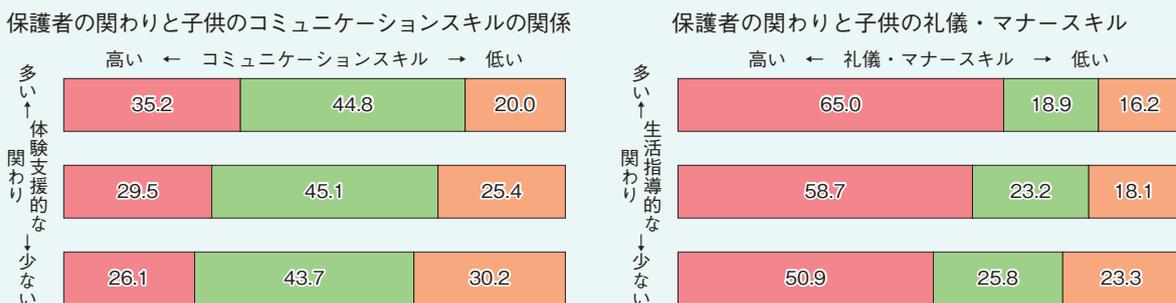
保護者が子供のしつけ(「夜更かしをしないで早く寝ること」や「近所の人や知り合いの人に挨拶をすること」など)をしっかりしているほど、子供の自己肯定感や道徳観・正義感が高い傾向が見られます。



③保護者の関わりと生活スキルとの関係

保護者が子供に積極的に体験の機会を与えていたり(体験支援的な関わり)、子供に生活習慣を身に付けさせることに力を入れたりしている(生活指導的な関わり)ほど、その子供のコミュニケーションスキルや礼儀・マナースキルが高い傾向が見られます。

図表 1-2-5 保護者の関わりと生活スキル



(出典) 国立青少年教育振興機構「子供の生活力に関する実態調査」(平成27年5月)
※本調査の対象者は、小学4年生～小学6年生及びその保護者である。

- 体験支援的な関わりに関する質問項目
- ・自分の体験したことを話している
 - ・子供のやりたいことをできるだけ尊重している等
- 生活指導的な関わりに関する質問項目
- ・学校のない日にも早寝早起きをさせている
 - ・一日三食きちんと食事させている(給食を含む)等

- コミュニケーションスキルに関する質問項目
- ・友達の相談に乗ったり、悩みを聞いてあげること
 - ・自分と違う意見や考えを、受け入れること 等
- 礼儀・マナースキルに関する質問項目
- ・「ありがとう」「ごめんなさい」を言うこと
 - ・遅刻しないで学校に行くこと 等

第2節 青少年の体験活動を推進するための取組

1 体験活動の推進体制について

(1) 学校教育における体験活動について

現行の学習指導要領においては、生命や自然を大切にする心や他を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるために、自然体験活動や集団宿泊体験、職場体験活動、奉仕体験活動、文化体験活動といった様々な体験活動を行うことが規定されています。これを受けて、各学校において多様な取組が展開されています。

また、平成29年3月に告示された新しい学習指導要領においても、「児童が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫すること」とされており、今後、学校における体験活動は更に充実が図られることとなります。

(2) 地域と学校の連携・協働による放課後や土曜日等の学習・体験活動について

文部科学省では、平成27年12月21日の中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」及び28年1月25日の「『次世代の学校・地域』創生プラン」に基づき、幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、地域と学校が連携・協働して、学びによるまちづくり、地域人材育成、郷土学習、放課後や土曜日等における学習・体験活動など、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を全国的に推進しています。

放課後や土曜日等に地域の方々が子供たちと触れ合うことは、子供たちを健やかに育むた

めの教育活動の場を提供するとともに、地域の方々にとっても、活動に参加することで新たに学び、これまでの知見や経験を活用・実践する機会にもなります。これらの活動は、地域の方々の生涯学習の場や、その成果の活用としての効果も期待されます。

文部科学省では、平成19年度から保護者や地域の方々等の協力を得て、放課後などに子供たちに学習や様々な体験・交流活動等の機会を提供するため、放課後子供教室を推進しています。28年度は全国で1万6,027教室が開設されています。

放課後子供教室は、厚生労働省が共働き家庭等の小学校に就学している児童を対象に実施している放課後児童クラブと連携し、「放課後子ども総合プラン」として推進しています。

また、子供たちの土曜日等における教育活動の充実を図るため、文部科学省では、平成26年度から、企業・団体等を中心とした多様な経験や技能を持つ外部人材の協力により、特色・魅力のある教育プログラムを実施する地方公共団体や学校の取組を支援しています。

さらに、子供たちが社会で活躍する多くの大人に出会い、将来の夢や希望を持って学ぶ機会が充実するよう、趣旨に賛同した多様な企業・団体等を「土曜学習応援団」として、実社会での経験や専門知識、技術等を生かした出前授業や施設見学等の教育プログラムの提供を受ける取組の充実を図っています。

文部科学省では、こうした地域と学校が連携・協働した放課後や土曜日等の学習・体験活動を、地域学校協働活動として推進しています。平成29年3月、社会教育法の改正により、地域学校協働活動を実施する教育委員会が連携協力体制を整備することや、地域学校協働活動に関し、地域住民と学校との情報共有を行う「地域学校協働活動推進員」の委嘱に関する規定の整備が行われたことを踏まえ、地域学校協働活動が円滑かつ効果的に実施されるよう推進していきます。

(3) 家庭における体験活動について

① 家庭教育支援の推進

平成28年度は、「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」において、身近な地域で保護者が家庭教育に関する学習や相談ができる体制が整備されるよう、親子の交流の場づくりなど家庭や地域の状況に応じた地方公共団体による支援活動の実施を推進しました。

② 「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進

基本的な生活習慣の乱れが、子供たちの学習意欲や体力、気力の低下の要因の一つとして指摘されています。平成28年度は、国民運動開始10周年を記念し、記念誌の作成、記念式典・フォーラムの開催や、特色ある優れた実践を行い、地域全体への普及効果の高いと認められる「早寝早起き朝ごはん」運動等の活動に対する文部科学大臣表彰を行いました。



秋田県北秋田市立前田小学校の放課後子供教室において、枝豆収穫の体験活動を実施している様子。



東京都大田区立中萩中小学校において、外部人材の活用により、夏休みにプログラミングの練習をしている様子。

また、平成29年度は、国立青少年教育振興機構と共同し、地方公共団体における「『早寝早起き朝ごはん』フォーラム事業」及び、中学校を対象とした「早寝早起き朝ごはん推進校事業」を実施することとしています。

③中高生を中心とした子供の生活習慣づくり支援

文部科学省では、家庭と学校、地域の連携による中高生を中心とした子供の生活習慣改善のための実証研究として、「中高生を中心とした生活習慣マネジメント・サポート事業」を実施しています。本事業は、地域における先進的な取組を支援し、その効果を検証・分析した上で全国に周知することで、効果的かつ実践的な生活習慣改善の取組を推進しています。

2 生活・文化体験活動

(1) 読書活動について

読書は、子供にとって、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付ける上で欠かせないものです。文部科学省では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」及び「第三次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（平成25年5月17日閣議決定）を踏まえ、①市町村における「子どもの読書活動推進に関する基本的な計画」の策定率の増加（市にあっては100%、町村にあっては70%以上）、②「不読率」（1か月に1冊も本を読まない子供の割合）の今後10年間での半減などを目指して、広く読書活動に対する国民の関心と理解を深めるため、様々な施策を実施しています。

①学校における読書活動の推進

子供の読書習慣を形成していく上で、学校は掛け替えのない大きな役割を担っています。「学校教育法」においても、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が規定されています。

学習指導要領に基づいて、各教科等の学習を通じて、記録、要約、説明、論述、話し合い等の言語活動を充実しています。小学校、中学校、高等学校の各学校段階において、児童生徒が生涯にわたる読書習慣を身に付け、読書の幅を広げるため、読書の機会の拡充や図書の紹介、読書経験の共有によって様々な図書に触れる機会を確保することが重要です。

文部科学省の調査によると、平成28年3月現在、全校一斉の読書活動（いわゆる「朝読」を含む。）を実施している公立学校の割合は、小学校で97.1%（26年96.8%）、中学校で88.5%（26年88.5%）、高等学校で42.7%（26年42.9%）となっています。ボランティアなどの協力を得ている学校や公立図書館との連携を実施している学校も増加しており、各学校において積極的な取組が行われています。

②学校図書館資料の整備・充実

学校図書館には読書活動を推進する「読書センター」、教育課程の展開に寄与する「学習センター」や「情報センター」としての機能が期待されています。

文部科学省では、公立義務教育諸学校における学校図書館の図書を充実するため、学校の規模に応じた蔵書数の目標を定めた「学校図書館図書標準」の達成等に向けて、平成29年度から33年度までの「学校図書館図書整備等5か年計画」を策定しています。

この計画の策定に伴い、公立義務教育諸学校の計画的な学校図書館図書の整備に必要な経費として、新たな図書等の購入に加えて、情報が古くなった図書等の更新を行うため、単年度約220億円、5か年総額約1,100億円の地方財政措置が講じられることとなっています。「学校図書館図書標準」が全ての学校で達成されるに至っていない状況（平成27年度末時点で「学校図書館図書標準」を達成している学校の割合：小学校66.4%、中学校55.3%）に鑑

み、文部科学省では、「学校図書館図書標準」の達成に向けて、各教育委員会に対して蔵書の計画的な整備を促しています。

また、「学校図書館図書整備等5か年計画」の策定に伴い、学校図書館に新聞を配備するため、単年度約30億円、総額約150億円の地方財政措置が講じられることとなっています。学校図書館に新聞を配備している学校は、平成27年度末現在、小学校で41.1%、中学校で37.7%にとどまっています。全ての学校で新聞を活用した学習を行うための環境が整備されているとは言えない状況に鑑み、文部科学省では、教育委員会に対して学校図書館への新聞の配備を促しています。

③学校図書館の活用を推進していくための人的配置の推進

学校図書館を活用した教育活動や読書活動の中心的な役割を担う司書教諭は、「学校図書館法」によると、12学級以上の学校には必ず置かなければならないことになっています。文部科学省では、司書教諭の養成のための講習会を実施し有資格者の養成に努めるとともに、司書教諭の配置が促進されるよう周知を図っています。

また、学校図書館活動を充実するためには、専ら学校図書館に関する業務を担当する学校司書を配置して、司書教諭と連携しながら、多様な読書活動を計画・実施したり、学校図書館サービスの改善・充実を図ったりすることが有効です。平成26年6月に議員立法によって「学校図書館法」が改正され、それまで法律に規定のなかった「学校司書」について、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、学校図書館の利用の一層の促進に資するため、学校に置くよう努めることとされました。学校司書を配置する公立小中学校の割合は近年一貫して増加しており（28年4月現在：小学校59.3%、中学校57.3%）、児童生徒と本をつなぐ役割を果たす学校司書の必要性が強く認識されていることが分かります。こうしたことを踏まえ、公立小・中学校に学校司書を配置するための経費として、24年度から28年度まで単年度ごとに約150億円の地方財政措置が講じられてきたところです。さらに、29年度からの「学校図書館図書整備等5か年計画」に新たに学校司書の配置を位置付けたことに伴い、単年度約220億円、総額約1,100億円の地方財政措置が講じられることとなっています。

④学校図書館の更なる整備充実に向けて

文部科学省では、平成27年6月に開催した「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」において、学校図書館の運営に係る基本的な視点や学校司書の資格の在り方、その養成等の在り方に関する検討を行い、28年10月、「これからの学校図書館の整備充実について（報告）」を取りまとめました。これを踏まえ、文部科学省において、学校図書館の運営上の重要な事項について、教育委員会や学校等にとって参考となるよう、その望ましい在り方を示す「学校図書館ガイドライン」を作成しました。また、学校司書に求められる知識・技能を整理した上で、それらの専門的知識・技能を習得できる望ましい科目・単位数等を示す「学校司書のモデルカリキュラム」を作成し、各教育委員会や大学等に周知を図りました。

⑤地域における読書活動の推進

文部科学省では、「第三次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」に基づき、「読書コミュニティ拠点形成支援事業」、子供の読書に関する調査研究の実施、「子ども読書の日」（4月23日）を記念した「子どもの読書活動推進フォーラム」の開催、優れた読書活動を行っ



「子ども読書の日」普及啓発ポスター

ている団体・個人の文部科学大臣表彰、「子ども読書の情報館」を活用した情報提供*2を行っています。

また、図書館が「地域の知の拠点」として住民にとって利用しやすく、身近な施設となるための環境の整備を進めています。読書活動をはじめとする図書館の機能やサービスを一層充実させるため、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に基づき、子供のための施設・設備や読み聞かせ等のサービスの充実に努めています。

さらに、平成29年度においては、新たに図書館資源を活用した読書格差の解消に向けた活動を推進するため、「地域の教育資源を活用した教育格差解消プラン」の中で困難を抱えた親子等を対象とした「図書館資源を活用した困難地域等における読書・学習機会提供事業」を実施し、ブックリストの作成や指導法の開発等を通じて読書機会の充実を図ります。

Column No. 01

子供の読書活動を推進する新たな取組

子供の読書活動の推進に関して、新たな取組の一つに「ビブリオバトル」があります。「バトラー」と呼ばれる発表者が制限時間内に自身の選んだ本を紹介し、質疑応答を通して、観戦者全員が一番読みたくなった本に投票するゲームです。一番投票数の多かった本が「チャンプ本」となります。ビブリオバトルの良い所は、年齢やふだんから読んでいる本の量にかかわらず、新たな本を知り、交流と読書の幅を広げる機会となることです。また、子供の読書活動に関しては、ゲームや会話を楽しみながら同じ年代のバトラーが薦める本に興味を持つことで、本を手にとるきっかけとなることが期待されています。

文部科学省の委託事業である平成28年度「読書コミュニティ拠点形成支援事業」でも、この取組が行われています。

例えば、大阪府では、子供の読書活動の推進に関わる大人を対象に、ビブリオバトルの意義や効果を学び、体験する研修が行われました。また、大阪府立中央図書館内で開催された「大阪府中高生ビブリオバトル大会」では、各学校での予選や推薦を経た、バトラー中学生21人、高校生18人、観戦者231人が参加しました。



本を紹介する様子



大阪府中高生ビブリオバトル

*2 参照：<http://www.kodomodokusyo.go.jp/>

(2) 子供のスポーツ機会の充実

スポーツは、幼年期から青年期の子供たちの体験活動として、子供たちの自立心、主体性、協調性、チャレンジ精神、責任感等を育むものであり、子供たちがスポーツをする機会の確保や、スポーツ活動の場の提供は大変重要です。

①学校における体育・運動部活動の振興

運動部活動については、顧問の教員に担当する競技の経験がないため専門的な指導が難しい部活動が見られること、また、部活動の指導が教員の長時間労働につながっているとの指摘があることなどから、その指導体制の改善が求められています。

運動部活動の指導を充実するとともに、教員の負担の軽減を図るためには、地域の専門性を有するスポーツ指導者等の幅広い協力を得ていくことが重要です。このため、当該指導者等が部活動の指導、大会への引率等を行うことができるよう、「部活動指導員」を「学校教育法施行規則」に位置付ける省令が平成29年3月14日に公布され、同年4月から施行されました。さらに、29年度においては、教員、生徒、保護者等を対象とした運動部活動に関する総合的な実態調査や、スポーツ医・科学等の観点からの練習時間や休養日等の調査研究を実施するとともに、それらを踏まえつつ、運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを策定することとしています。

②地域における子供のスポーツ機会の充実

子供のスポーツ機会を充実させるためには、学校だけでなく、地域における取組も重要です。スポーツ庁では、国民の誰もがいつでも身近にスポーツに親しむことができる環境を整備するため、総合型地域スポーツクラブなどの地域におけるスポーツ環境の充実を図っています。総合型地域スポーツクラブにおいては、親子向けプログラムを含む、子供を対象としたスポーツ教室の実施等を推進しています。

また、スポーツ庁では、障害児を含めた障害者の日常的なスポーツ活動を推進するため、地域におけるスポーツ関係者と障害福祉関係者の連携・協働体制の構築を目指す取組や、特別支援学校等を有効に活用するための実践研究を実施しています。さらに、平成32年に全国の特別支援学校でスポーツ・文化・教育の全国的な祭典を開催する「Special プロジェクト2020」を推進することとしています。



地域の指導者による技術指導の様子



親子でのスポーツ活動の様子
(写真提供：NPO法人高津総合型スポーツクラブSELF)

子供たちが身近にスポーツに親しむことができる場として安全なスポーツ施設が地域に持続的に存在していくことが重要です。スポーツ庁では地方公共団体が安全なスポーツ施設を持続的に提供し、国民が身近にスポーツに親しむことのできる環境を整備できるよう考え方を整理した「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン（案）」を平成29年5月に策定しました。

スポーツを通じた国際交流は国際相互理解を促進し国際平和に大きく貢献するとともに、

青少年の身体・精神の健全な成長にも重要な役割を担っています。スポーツ庁では2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の招致を契機に開始したスポーツを通じた国際貢献・交流事業「Sport for Tomorrow」の一環として、官民連携による国際交流に取り組んでいます。また、公益財団法人日本体育協会が行うアジア地区とのスポーツ交流事業や公益財団法人日本オリンピック委員会が行う国際交流事業に対して支援を行い、青少年も含めたスポーツ国際交流を支援しています。さらに、JETプログラム「スポーツ国際交流員(SEA)」として、海外から各競技種目の専門家を招き、地域の子供たちへの指導を行っています。

(3) 子供たちの文化芸術体験活動の推進

「第2期教育振興基本計画」においては、「小・中学校等と博物館や劇場、音楽堂等、文化芸術団体との連携・協力を図りつつ子どもたちが一流の文化芸術に触れる機会の提供を推進するとともに、子どもたちが地域の伝統文化に触れる機会を提供する取組への支援を行う」とされています。文化庁では、子供たちが、本物の文化芸術に直接触れたり創造活動に参加したりすることにより、多くの感動体験を得て感受性豊かな人間として成長するよう、体験活動の充実を図る政策として、以下の事業を行っています。

①文化芸術による子供の育成事業

子供たちが優れた実演芸術を鑑賞するとともに、文化芸術団体等による実技指導、ワークショップに参加し、さらにこれらの団体等と本番の舞台で共演するなど、実演芸術に身近に触れる機会を提供する「文化芸術による子供の育成事業」を実施しています。実施分野は、「音楽」、「演劇」、「舞踊」、「伝統芸能」など多岐にわたり、平成28年度は、文化芸術団体による巡回公演を1,778公演、学校への芸術家派遣を2,655か所で実施しました。なお、芸術上の功績顕著な芸術家である「日本芸術院会員」が学校を訪問する「子供 夢・アート・アカデミー」を実施しており、28年度は93校で講話や実技披露に加え、子供たちにも体験してもらいました。実施校からは、「舞台芸術への関心を高めることができた」、「豊かな心や感性、創造性を育むことができた」、「CDやDVD等では得られない反応があった」などの評価がありました。この事業を通して、子供たちの豊かな創造力・想像力や思考力、コミュニケーション能力などを養うとともに、将来の芸術家や観客層の育成を図ることとしています。

②伝統文化親子教室事業

「伝統文化親子教室事業」では、次代を担う子供たちが、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、茶道、華道などの伝統文化・生活文化を計画的・継続的に体験・修得する機会を提供する取組に対して支援しています。平成28年度は、3,839教室を採択しました。本事業に参加した子供たちから、「昔からの伝承・習慣を面白く感じ、大事にしたいと思うようになった」といった声が聞かれるなど、子供たちの意識が変化していることが見て取れます。本事業を通して、伝統文化を将来にわたって確実に継承し、発展させるとともに、子供たちの豊かな人間性を涵養することとしています。

③全国高等学校総合文化祭

高校生の創造活動の向上と相互の理解を深めることを目的として、芸術文化活動の発表を行う高校生の文化の祭典である「全国高等学校総合文化祭」を都道府県、市町村、公益社団法人全国高等学校文化連盟等との共催により毎年開催しています。平成28年度は7月30日から8月3日まで、広島県において「第40回全国高等学校総合文化祭」を開催しました。演劇、合唱、吹奏楽などの25部門が開催され、全国から約2万人の高校生が広島県に集結しました。総合開会式では、アメリカ合衆国、メキシコなどの4か国の高校生が伝統舞踊を披露し、広島県の生徒が雅楽や箏曲、合唱、ダンスなどの発表を行いました。また、約2,000

人の高校生が平和記念公園を中心に約700メートルをパレードし、マーチングバンドの演奏や華麗なバトントワリング、カラーガードの演技を披露しました。

3 自然体験活動

(1) 学校教育における取組

「学校教育法」において、「学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと」と規定されるなど、自然体験活動を行うことは、極めて有意義です。

文部科学省が実施した調査では、平成25年度に宿泊を伴う体験活動を実施した学校の全公立小学校に占める割合は93.7%で、その中で自然に親しむ体験活動を実施した割合は87.9%でした。また、実施される学年としては、小学校5年が62.9%でした。さらに、こうした宿泊を伴う自然体験活動における活動日数は1泊2日や2泊3日が多くを占めているのが現状です(図表1-2-6)。文部科学省としては、学習指導要領解説特別活動編において、「集団宿泊活動については、(中略)高い教育効果が期待されることなどから、学校の実態や児童の発達の段階を考慮しつつ、一定期間(例えば1週間(5日間)程度)にわたって行うことが望まれる」と示しています。また、文部科学省では、学校における長期宿泊体験活動の導入促進に向けた調査研究を実施しています。

図表 1-2-6 小学校における宿泊を伴う体験活動の取組状況

宿泊を伴う体験活動の中でも、自然体験活動を行っている学校の割合が高い。
活動日数は、3泊4日以上の割合が低い。

○宿泊を伴う体験活動における活動内容別の実施学校数(有効回答数:20,485校)

活動内容*1	学校数(校)	全公立小に占める割合*2
宿泊を伴う体験活動を実施した学校数 (以下の①~⑥のいずれかを実施した学校数)	19,522	93.7%
①自然に親しむ体験活動 (野外活動や動植物の観察, 自然教室など)	18,310	87.9%
②ボランティアなど社会奉仕に関わる体験活動 (清掃活動, 社会福祉施設等での活動)	1,327	6.4%
③職業観の育成, 勤労意識の向上に資する活動 (農林漁業体験, 工場での職場体験, インターンシップなど)	2,619	12.6%
④文化・芸術体験 (伝統文化との触れ合い, 工芸品の製作活動, 伝統行事への参加など)	11,393	54.7%
⑤交流体験 (異地域, 異文化, 異年齢交流など)	7,165	34.4%
⑥その他(スキー教室など)	3,330	16.0%

*1 「活動内容」①~⑥については複数回答

*2 「全公立小に占める割合」の分母は「平成25年度学校基本統計」における全国の公立の小学校数:20,836校

*3 どのような内容を重視した体験活動を行ったか, 特に該当すると思われる「活動内容」を二つ選択

○「自然に親しむ体験活動」の実施学年

	小1	小2	小3	小4	小5	小6
活動回数	194	201	417	3,732	22,307	8,628
割合(%)	0.5	0.6	1.2	10.5	62.9	24.3

○「自然に親しむ体験活動」における活動日数

	1泊2日	2泊3日	3泊4日	4泊5日	5泊6日以上
活動回数	18,971	8,306	841	937	24
割合(%)	65.2	28.6	2.9	3.2	0.1

(出典) 文部科学省「小学校における宿泊を伴う自然体験等の取組状況」(平成25年度)

農山漁村での長期宿泊体験による教育効果については、宿泊体験活動の実施後児童に変化が見られ、体験活動の実施による効果が認められます(図表1-2-7)。

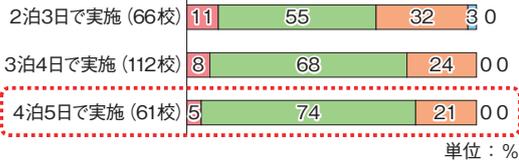
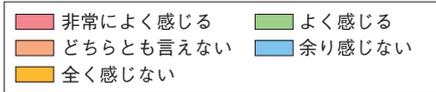
図表 1-2-7 農山漁村での長期宿泊体験による教育効果

農山漁村での長期宿泊体験の効果

農山漁村での長期宿泊体験を行った者ほど、**優しさ・思いやり**、**連帯感・仲間意識**、**自立心が深まった**という傾向が見られる。

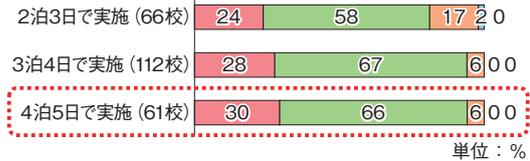
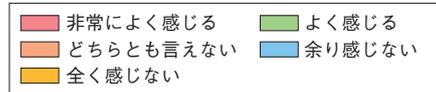
長期宿泊体験と優しさ・思いやりの関係

勉強や運動が不得意な児童を助けるなど、優しさや思いやりの気持ちが深まった。



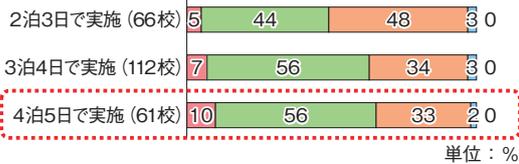
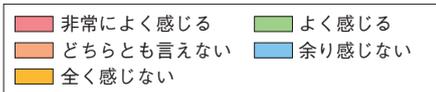
長期宿泊体験と連帯感・仲間意識の関係

児童が互いに励まし合うなど、連帯感・仲間意識が深まった。



長期宿泊体験と自立心の関係

身の回りの整理整頓など、自分のことは自分でする姿勢が身に付いた。



(出典) 農山漁村での長期宿泊体験による教育効果評価委員会「農山漁村での長期宿泊体験による教育効果について」(平成21年12月)

また、文部科学省では、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むため、「健全育成のための体験活動推進事業」を実施し、学校による宿泊体験活動の取組等を支援するとともに、総務省、農林水産省、環境省と連携して子供の農山漁村宿泊体験などを推進しています。

学校で実施している長期宿泊自然体験活動事例

兵庫県では、小学校から高等学校までにおける多様な体験活動を兵庫型「体験教育」として体系的に行っています。そのうち、公立小学校5年生においては自然の中での集団宿泊活動を行う「自然学校推進事業」を実施しています。同事業は、学習の場を教室から豊かな自然の中に移し、児童が人や自然と触れ合い、地域社会への理解を深めるなど、様々な活動を年間計画に位置付けて実施するものです。心身共に調和の取れた健全な児童の育成を目的としており、昭和63年に5泊6日の宿泊体験活動として事業を開始し、平成29年で30年目を迎えます。現在では、全公立小学校において、4泊5日以上期間で、特別活動の学校行事を基本とし、狙いに応じて総合的な学習の時間や道徳との関連を図り実施しています。子供たちが学校を離れ、人や自然と触れ合う体験をすることで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心を育むことができ、生きる力の育成につながると考えています。今後は、キャリア発達を促すキャリア教育の視点を取り入れるなどして、本事業のより一層の充実を図ります。



兵庫県「自然学校」の様子

(2) 地域における取組

近年、都市化、少子化、電子メディアの普及などにより、これまで身近にあった遊びや体験の場、「本物」を見る機会などが少なくなっていることを受け、学校・家庭・地域が連携して社会総ぐるみで、人づくりの「原点」である体験活動の機会を意図的・計画的に創出していくことの必要性が提言されています。

文部科学省では、「体験活動推進プロジェクト」として、家庭や企業、社会教育団体等へ体験活動の理解を求めていくためのフォーラムを開催するなど、体験活動を全国的に普及する事業を実施しています。また、関係団体間の連携を促進する事業や、自然体験・生活体験の実態調査及び評価顕彰制度に関する調査研究の実施、企業が行っている青少年を対象とした環境学習や自然体験活動などの実践事例を全国に普及するための教育CSR^{*3}シンポジウムを開催しています。

加えて、青少年の自然体験活動等に関連する地域の機関・団体・関係者等が連携した持続可能な体験活動推進の仕組みづくりとして「子供と自然をつなぐ地域プラットフォーム」を形成する取組を支援しています。この事業は、中学校区程度の地域で、地域の自然環境や教育資源を活用した事業、都市と農山漁村の教育交流事業、学校や公民館を活用した防災キャンプ等を行っています。

(3) 国立青少年教育振興機構における取組

近年、核家族化や地域とのつながりの希薄化などにより、青少年が基本的な生活習慣、自

*3 CSR：Corporate social responsibilityの略で、企業の社会的責任を指す。

立心、自制心、コミュニケーション力などを身に付けることがより困難な状況になっています。

国立青少年教育振興機構は、全国28の国立青少年教育施設において、各地の豊かな自然環境を活用し、青少年の生きる力の育成に必要な自然体験活動、集団宿泊活動などの総合的な体験活動の機会を提供しています。

さらに、青少年教育のナショナルセンターとして、青少年の基本的な生活習慣の確立を図るため「早寝早起き朝ごはん」国民運動、様々な体験活動の場や機会の充実を図るため「体験の風をおこそう」運動を、文部科学省とも連携し各地域で推進しています。このほか、絵本専門士（絵本に関する高度な知識、技能及び感性を備えた絵本の専門家）の養成をはじめ、青少年の体験活動に携わる指導者の養成にも努めています。

また、東日本大震災以降、岩手県・宮城県の沿岸地域及び福島県全域の青少年を対象に、様々な体験活動の機会と場の提供などの支援や、防災に関する事業等を実施したり、平成26年8月に閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、経済的に困難な状況にある子供を対象とした事業を実施したりするなど、新たな課題に対する取組も推進しています。

①「体験の風をおこそう」運動

子供たちの健やかな成長にとって体験がいかに重要であるかを広く家庭や社会に伝え、社会全体で体験活動を推進する気運を高める「体験の風をおこそう」運動を青少年団体や社会教育団体と連携して進めています。

この運動の推進のための取組として、指導者や保護者等を対象とした「体験の風をおこそうフォーラム」や、子供と家族を対象に春と秋に「キッズフェスタ」を実施しています。

また、毎年10月を推進月間として集中的にイベントを実施しているほか、著名な方々を「体験の風をおこそう」運動応援団に任命し、その方々と一緒に同運動を進めています。

これらは、平成22年から青少年教育に関わる複数の団体と連携して「体験の風をおこそう運動推進委員会」を発足させ進めています。さらに、25年から各地域においても同運動を推進するための組織づくりに取り組み、青少年教育施設や市町村・学校・民間団体等で構成される実行委員会を各地域で発足させました。

平成28年度までに、全国で43の実行委員会が発足し、地域ぐるみで体験活動の重要性を普及啓発する活動に取り組んでいます。

②青少年教育指導者等の養成及び資質の向上

自然体験活動指導者の養成事業を実施し、青少年教育指導者の資質・能力の向上を図っています。また、教員に体験活動に関する理解を深めてもらうことに焦点を置いた教員免許状更新講習を実施しています。さらに、子供の読書活動の推進を図るため、絵本専門士の養成にも取り組んでいます。

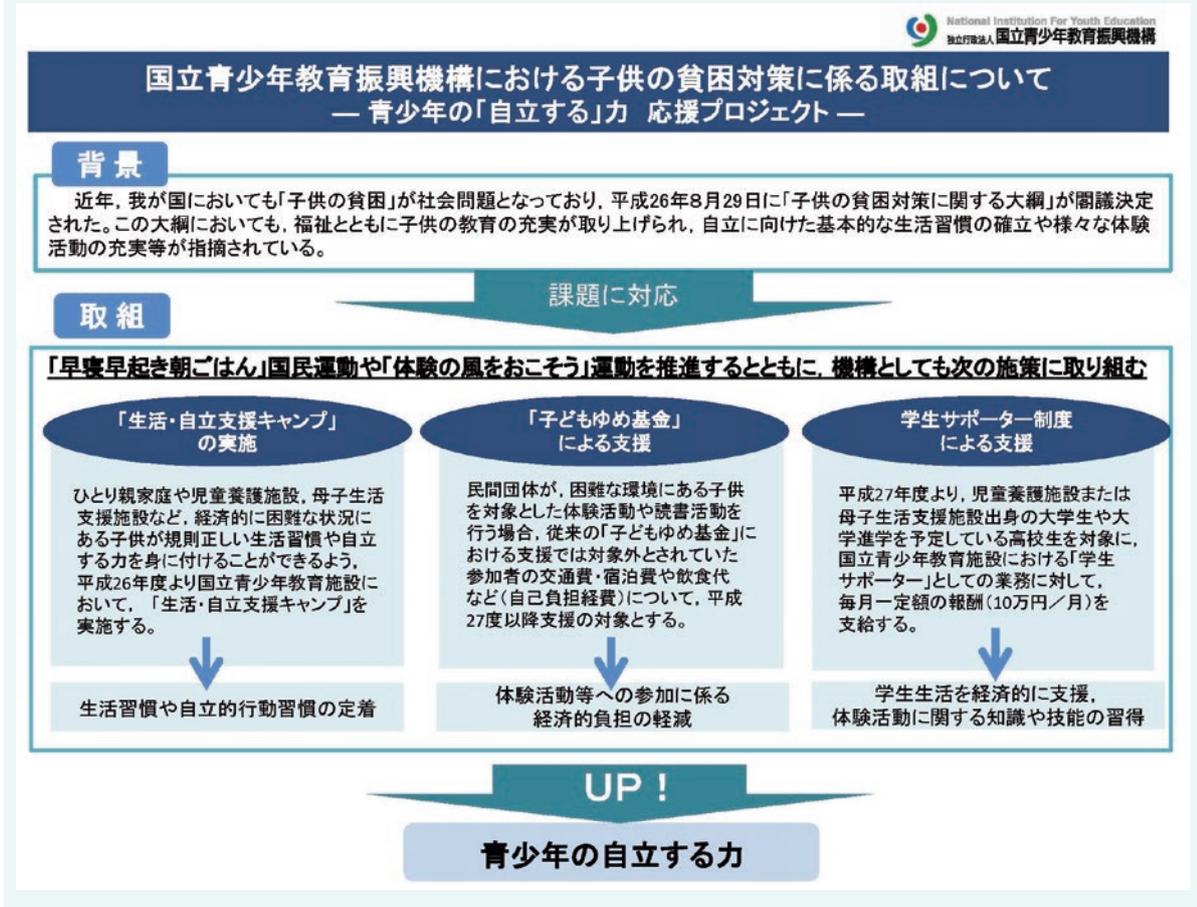
③子供の貧困対策に関する取組

子供の貧困対策に関する国の政策方針を受け、子供たちの基本的な生活習慣の確立や体験活動のため、「生活・自立支援キャンプ」、「子どもゆめ基金」による支援、学生サポーター制度に取り組んでいます（[図表 1-2-8](#)）。



「キッズフェスタ」ツリークライミング

図表 1-2-8 国立青少年教育振興機構における子供の貧困対策にかかる取組



Column No. 03

国立青少年教育振興機構で実施している事業例

国立青少年教育振興機構では、青少年教育のナショナルセンターとして青少年の自然体験、社会体験、生活体験などの体験が不足している現状を踏まえ、様々な事業を実施しています。

○ジュニアチャレンジ淡路島一周

国立淡路青少年交流の家（兵庫県南あわじ市）では、淡路島一周150kmを歩く「ジュニアチャレンジ淡路島一周」を平成28年8月21日から28日（7泊8日）に実施し、小学5・6年生21人が参加しました。初めて出会った仲間と公共施設や民宿等で寝食を共にしながら子供たち自身でコースの確認やペース配分を考え淡路島一周の踏破を目指しました。毎日夜のミーティングでは、子供たちの主体的な参加を促すため「今日の活動がどうだったか」、「明日はどのように活動するか」などを互いに話し合う時間を設け、職員やボランティアスタッフはできる限り見守ることに徹するよう心掛けました。参加者からは、「坂道が多くてきつかったけれど、みんなで力を合わせて目的が達成できてうれしい」「地図では小さいと感じた淡路島だったけれど、実際に歩くとともに大きく、また素晴らしい自然があることに気付いた。今回の挑戦で何事にも積極的になった」などの感想がありました。



淡路島一周を踏破する子供たち

○セルフディスカバリーキャンプ【文部科学省委託事業】

国立赤城青少年交流の家（群馬県前橋市）では、ネット依存又は依存傾向の青少年を対象とした「セルフディスカバリーキャンプ」を平成28年8月20日から28日（8泊9日）に実施し、13歳から23歳までの男性16人が参加しました。実施に当たり、国立病院機構久里浜医療センターと連携することで教育と医療を融合させた内容となりました。具体的には、久里浜医療センターが担当する「認知行動療法」、「ネット依存学習」等の医療的プログラムに加え、当機構が担当する「仲間づくり」、「オリジナル料理づくり」、「トレッキング」、「創作活動」等の自然体験や集団宿泊体験等の教育的プログラムを実施しました。なお、キャンプ前後のインターネット・電子ゲームの使用時間や依存度を調査したところ、一定の減少傾向が見受けられました。このほか、本キャンプ終了後の3か月後に同じ参加者を対象としたフォローアップキャンプを実施しています。さらに、過年度参加者を対象としたセカンドフォローアップキャンプも実施しており、教育と医療を融合させたプログラムの有効性について長期的な検証をしています。



トレッキング中の参加者

○生活・自立支援キャンプ

ひとり親家庭や児童養護施設、母子生活支援施設など、経済的に困難な状況にある子供が規則正しい生活習慣や体験活動を通して自立する力を身に付けることができるよう、関係機関・団体と連携して「生活・自立支援キャンプ」を全国28施設で実施しています（平成28年度は83事業実施）。

国立那須甲子青少年自然の家（福島県西郷村）では、地元教育委員会等との連携の下、ひとり親家庭の小学生を対象とした1泊2日のキャンプを計6回実施し、延べ91人が参加しました。グループに分かれてサツマイモ収穫や縄もじりなど様々な体験活動を行うとともに、早寝早起きや挨拶の励行、自分で食事を作る、自分で洗濯機が使えるようになる練習等を行いました。参加者からは、「キャンプや家で何回も御飯を作ったので、御飯づくりがどんどんうまくなり楽しくなってきた」などの感想がありました。



食事を作る子供たち

（執筆：国立青少年教育振興機構）

「子どもゆめ基金」を活用した助成事業

国立青少年教育振興機構では、未来を担う夢を持った子供の健全育成を進めるため、民間団体による様々な体験活動や読書活動などを助成し、草の根レベルの体験活動等を支援しています。

特定非営利法人（以下、「NPO法人」とする。）こどもサポート鈴鹿では、野外キャンプでの自然体験や生活体験を通じて、子供たちの生きる力を育むことを目的として、小学4年生から中学3年生までを対象に、6回のキャンプ準備会議、1泊2日のキャンプを三重県の石水溪^{せきすいけい}で実施しました。

キャンプ準備会議では、子供たちがキャンプ中の活動や食事に関する打合せ、キャンプファイヤーの内容検討、ロープワーク、テント張りのトレーニングなどを協力しながら行いました。キャンプ当日は、テント張り、野外炊事、キャンプファイヤー、ナイトウォーク、川遊びなど、自然を肌で感じながら思い切り体を動かす活動を行いました。



子供たちが自然散策で川を渡る様子

（執筆：国立青少年教育振興機構）

4 社会体験活動

（1）職場体験・インターンシップ、ボランティア活動について

今日、少子高齢社会の到来、グローバル化の進展や人工知能などの技術革新等による産業・社会構造の変化、雇用の多様化・流動化等が進む中、就職・進学を問わず、子供たちの進路をめぐる状況は大きく変化してきています。そのような中、学校での生活と社会生活との接続を意識させながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育むキャリア教育が、これまで以上に重要となっています。文部科学省は、キャリア教育の中核的な取組の一つとして、学校現場における職場体験、インターンシップの普及・促進に努めています。

職場体験やインターンシップは、生徒が教員や保護者以外の大人と接する貴重な機会となり、①異世代とのコミュニケーション能力の向上が期待されること、②生徒が自己の職業適性や将来設計について考える機会となり主体的な職業選択の能力や高い職業意識の育成が促進されること、③学校における学習と職業との関係についての生徒の理解を促進し学習意欲を喚起すること、④職業の現場における実際的な知識や技術・技能に触れることが可能となることなど、極めて高い教育効果が期待されます。

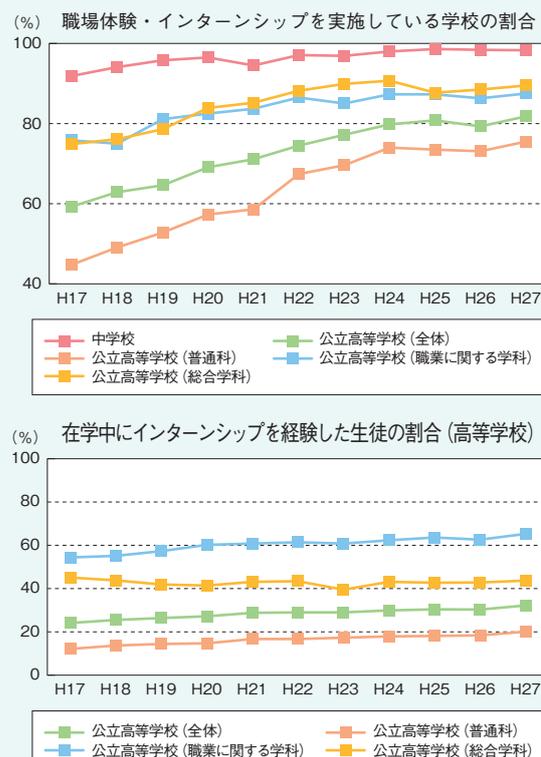
公立中学校における職場体験は、平成27年度の実施率が98.3%と、ほとんどの中学校において実施されています。こうした職場体験を一過性の行事として終わらせることのないよう、学校における事前指導や事後指導の実践に当たっては、日常の教育活動と関連付けて職場体験の狙いや効果を高めることを目的とした実践にするなど更なる工夫が求められます。また、職場体験の質を高めるために、体験先や地域へ配慮しながら、適切な期間を定める必要もあります。

公立高等学校（全日制及び定時制）におけるインターンシップの実施率は、全体で81.8%となっています。しかし、その参加は希望制となっている学校が多いため、在学中にインターンシップを体験した生徒の割合は、全体で32.2%、うち普通科では20.1%となっており、高等学校におけるインターンシップの取組は必ずしも十分とは言えません（図表1-2-9）。特に、大学進学希望者が多い普通科においては、例えば研究者や大学等の卒業が前提となる資格を要する職業も含めた就業体験（いわゆる「アカデミック・インターンシップ」）を充実するなど、それぞれの高等学校や生徒の特性を踏まえた多様な展開が期待されています。

また、大学等においては、単位認定を行う授業科目としてインターンシップを実施している大学（学部・大学院）の数は、平成26年度現在566校であり、全大学の72.9%となっています（図表1-2-10）。大学等でのインターンシップは、「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」（平成26年4月一部改正：文部科学省，厚生労働省，経済産業省）に基づき推進を図っており、28年10月には「インターンシップ好事例集—教育効果を高める工夫17選—」を作成し、広く普及を図りました。これは、高い教育効果を発揮し、他の大学等に普及するのにふさわしいモデルとなり得る特徴を持ったインターンシップの先進的な取組事例を収集したものです。また、「インターンシップの推進等に関する調査研究協力者会議」を開催し、インターンシップの更なる推進に向けた具体的な方策等を取りまとめました。

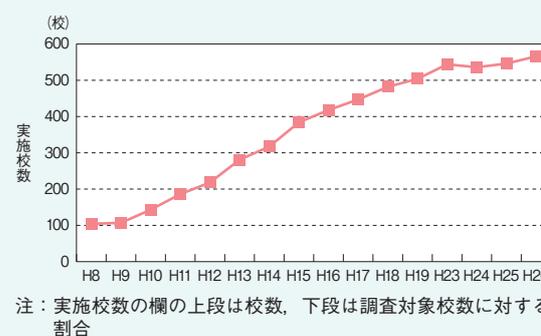
青少年教育施設や社会教育団体では、ボランティアに関する各種事業が実施されています。国立青少年教育振興機構では、学生ボランティアを支援する大学と地域関係機関の担当者の連携協力を深め、学生間の交流と学び合いの機会を提供するため、「学生ボランティアと支援者が集う全国研究交流集会」を実施しています。

図表 1-2-9 平成27年度における職場体験・インターンシップ実施状況調査（国立教育政策研究所）



(出典) 国立教育政策研究所「平成27年度職場体験・インターンシップ実施状況調査」

図表 1-2-10 平成26年度大学等におけるインターンシップ実施状況調査（文部科学省）



(出典) 文部科学省「平成26年度大学等におけるインターンシップの実施状況調査」

大阪府立堺工科高等学校〈定時制課程〉の取組について

大阪府立堺工科高等学校〈定時制課程〉では、地域の地場産業や各企業・店舗等で就業体験をした生徒が、自身の体験を基に小学生の職業体験をサポートするプログラム「ゆめ・チャレ」に取り組んでいます。

7、8月に就業体験を行い、その後小学生に対するサポート内容の確認や企業・店舗との調整を行い、12月に「ゆめ・チャレ」を実施しています。この取組は、生徒が教える側に立つことで、体験した仕事内容をより深く理解することやコミュニケーション能力の向上等につながるとともに、小学生にとってもリアルな職場体験の機会となっています。

また、大阪府教育庁、NPO、産業界と連携して実施しており、その規模を年々拡大させながら、地域に活力を生み出しています。



小学生が修了証とお給料をもらい高校生と記念撮影をしている様子

(2) 青少年の国際交流

国立青少年教育振興機構では、日本とミクロネシア諸島の国々の青少年の国際交流を通して、グローバル社会に対応した高い国際感覚を備えた青少年を育成するために、「ミクロネシア諸島自然体験交流事業」を実施しています。

日本から派遣された小学5年生から中学2年生までの青少年は、シュノーケリングなどの自然体験やホームステイなどの活動を行いました。特に無人島生活体験では、ミクロネシアの子供たちと一緒に食事を作ったり、伝統的な踊りを習ったりするなど交流を深めました。

派遣された日本の青少年は、外国と日本の関係、英語、戦前・戦後の歴史、環境や自然保護の大切さに関心を持ち、帰国後に70%以上の青少年が現地での体験を夏休みの宿題にまとめ、30%以上の青少年が学習したことを学校等で報告しました。

また、事業に参加した日本の小中学生のおおむね10年後の実態を把握するために、追跡調査を実施しました。主な調査結果としては、29.8%の参加者が事業後に「海外留学した(している)」と回答しており、これは、日本人大学生全体の留学生の割合2.15%と比べて大きく上回っていました(図表1-2-11)。



現地の子供たちとの交流(パラオ共和国)

図表 1-2-11 体験活動に参加した子供の留学状況調査

◆調査結果

ミクロネシア事業の参加者は、その後、積極的に海外留学をしています。

本事業参加者の29.8%が本事業参加後、「海外留学をした（している）」と回答しており、日本人大学生全体の留学者の割合2.15%^{※1}と比べて上回っています。

「海外留学をした（している）」の回答



※1 日本人大学生全体の留学者の割合は下記により算出

①日本から海外への留学者数(平成24年度):6万138人(「ユネスコ統計局, OECD, IIE等における統計」平成27年2月:文部科学省)

②高等教育機関在籍日本人学生数(平成24年度):279万6,057人(「平成24年度学校基本統計(確定値)」平成24年12月:文部科学省)

※日本人大学生全体の留学者の割合:①÷②×100=2.15%

(出典) 国立青少年教育振興機構「ミクロネシア諸島自然体験交流事業 日本人参加経験者に係る追跡調査報告書」(平成28年4月)

また、国立青少年教育振興機構では、日本、中国、韓国の青少年が一堂に会し、各国の絵本・童話を通じて読書の楽しみを知るとともに、一緒に語り合い、協力して創作絵本を作成することで、3か国の文化の特徴や共通性、違いなどを知り、相互に友情を深めるために、「日中韓子ども童話交流事業」を実施しています。

この事業に参加した日本の青少年の10年後も、海外留学やボランティア活動に積極的に参加しているという調査結果となっています。



オリジナル絵本の発表会

第3節 今後に向けて

1 青少年の体験活動の推進方策に関する検討委員会について

前節までで述べたように、体験活動の必要性や効果については広く認識されているとともに、学校や地域において多様な取組が展開されているところです。

一方で、体験活動の推進については課題も指摘されており、今後の時代に合った推進方策を考える必要があります。

そこで、文部科学省においては、平成28年9月に「青少年の体験活動の推進方策に関する検討委員会」を開催し、これまでの青少年の体験活動に関する取組の検証や現状を整理し、これからの体験活動の推進方策について検討を行いました。以下では、同年11月に取りまとめた推進方策を紹介します。

【「青少年の体験活動の推進方策に関する検討委員会」における論点のまとめ】

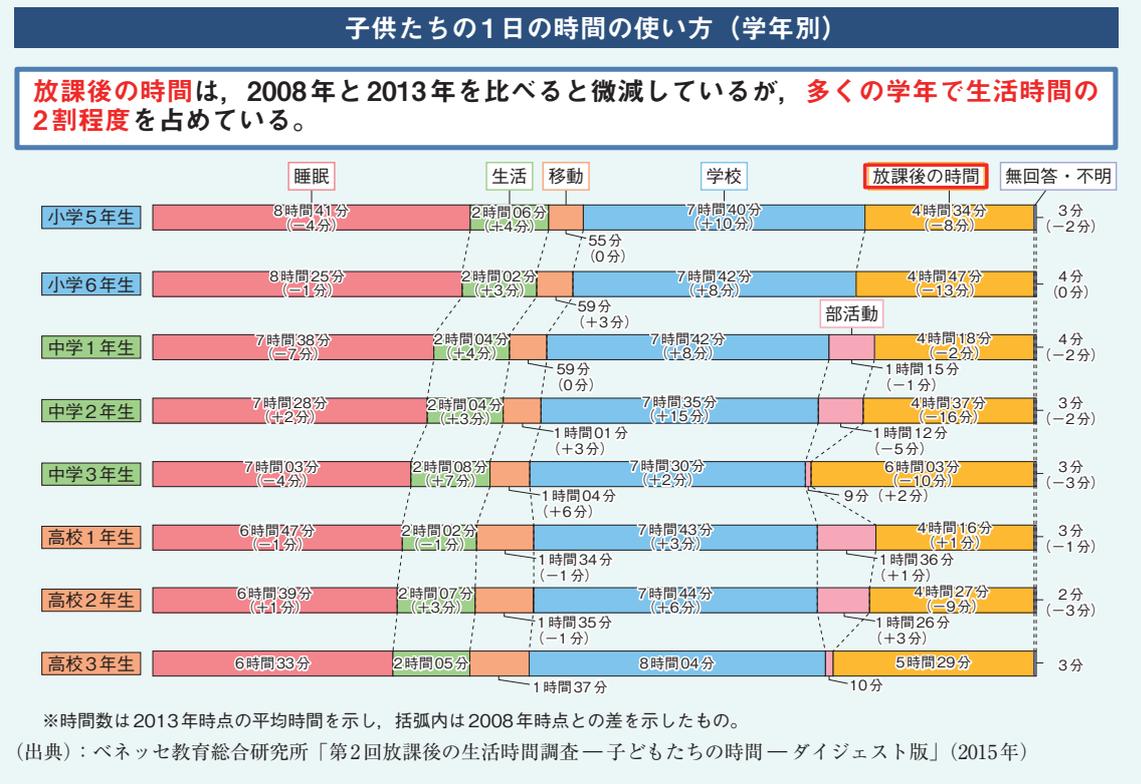
1. 青少年の体験活動に関する現状

(1) 青少年の生活環境について

子供たちの生活時間の内訳をみると、近年、学校で過ごす時間は増えているが、放課後の時間については、多くの学年で減少し、生活時間全体のなかで2割程度となっている。

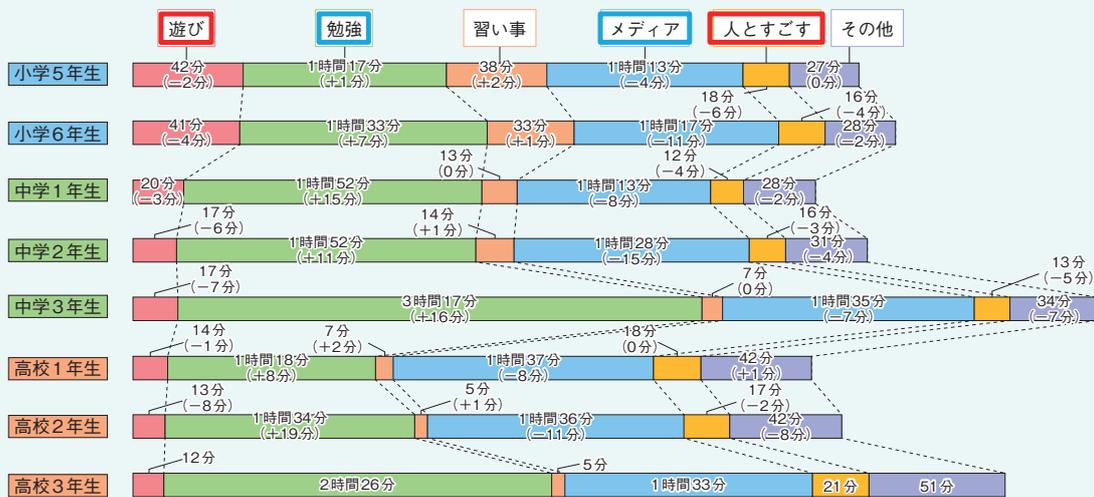
また、放課後の時間の内訳をみると、勉強とメディア（テレビ、DVD、スマートフォン等）に費やす時間が半分以上を占め、屋内外での遊びの時間や家族や友人と過ごす時間が1、2割程度となり、学校外で青少年が体験活動を行うことができる時間自体が短い状況にある。

図表 1-2-12 青少年の生活環境



子供たちの放課後の使い方（学年別）

- 放課後の時間については、2008年と2013年を比べると、勉強の時間が増え、メディアの時間が減少しているが、勉強とメディアの時間で全体の半分以上を占める。
- 遊び（屋内外）の時間や人（家族、友人）と過ごす時間は全体の1～2割程度。



※時間数は2013年時点の平均時間を示し、括弧内は2008年時点との差を示したものの。

※「メディア」にはテレビ・DVD、携帯電話・スマホ・PC、音楽などを含む。

(出典) ベネッセ教育総合研究所「第2回放課後の生活時間調査—子どもたちの時間—ダイジェスト版」(2015年)

(2) 学校における体験活動について

現行の学習指導要領においては、生命や自然を大切にする心や他を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるために、学校において、自然体験活動や集団宿泊体験、職場体験活動、奉仕体験活動、文化体験活動といった様々な体験活動を行うことが規定され、各学校において、多様な取組が展開されている。

一方で、青少年の自立心、連帯感・仲間意識、優しさ・思いやり、リーダーシップを育むことに関し、より効果が高い長期宿泊型の体験活動については、保護者、学校、教員等の負担も一因となり、実施している学校の割合は必ずしも高くない状況である。

(3) 地域における体験活動について

地域における体験活動については、現在、子ども会やスポーツ団体などの青少年団体、青少年教育施設、児童館、公民館、公益法人やNPO法人などの民間団体といった多様な主体が青少年の体験活動の機会を提供している。

また、その活動の多くが、地域住民やボランティア等の参画により支えられ、社会教育施設、地域の農家、神社仏閣、公園といった様々な場所で活動が行われている。

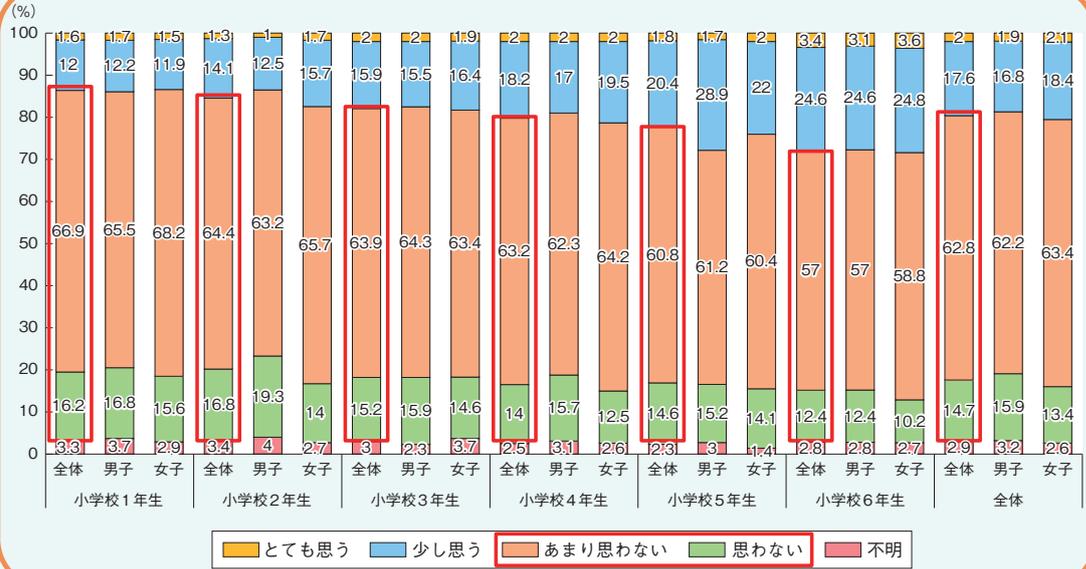
一方で、保護者の多くは、体験活動は重要であると認識しているものの、現在の子供たちは自分が子供の頃と比べて体験活動の機会が少なく、また、学校の授業や行事以外に体験活動をできる機会が十分でないと感じている。

図表 1-2-13 体験活動に関する保護者の意識

体験活動に関する保護者の意識①

子供の発達段階が上がるにつれ、体験活動よりも勉強を優先させたい保護者は増えているが、全体として**8割弱の保護者が体験活動の必要性を感じている**。

自分の子どもには、今は体験活動よりも勉強を優先させたい

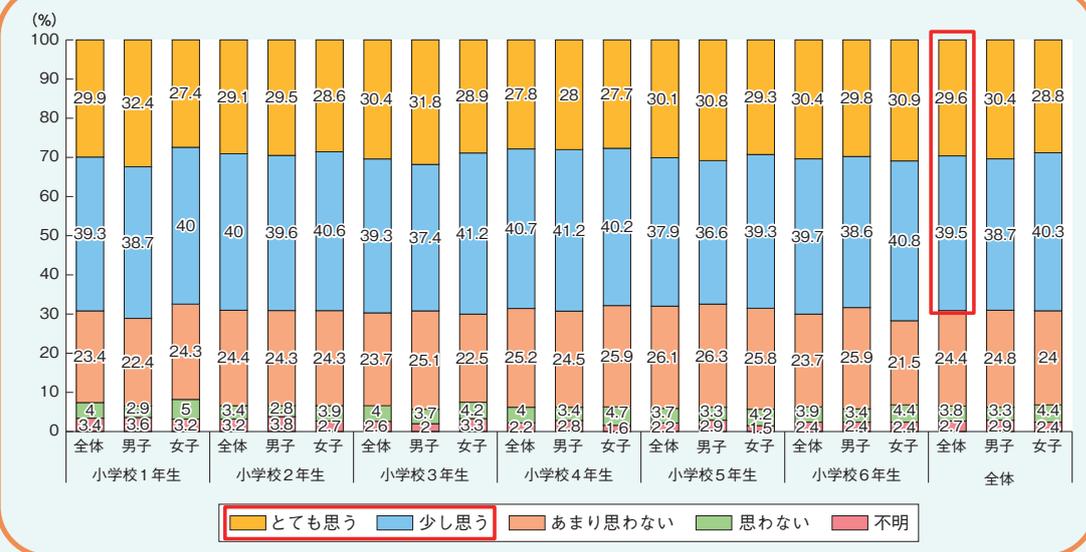


(出典) 国立青少年教育振興機構「青少年の体験活動等に関する実態調査（平成26年度調査）」

体験活動に関する保護者の意識②

7割程度の保護者が、自分が子供の頃と比べると「現在の子供たちが体験活動をする機会は少なくなっている」と感じている。

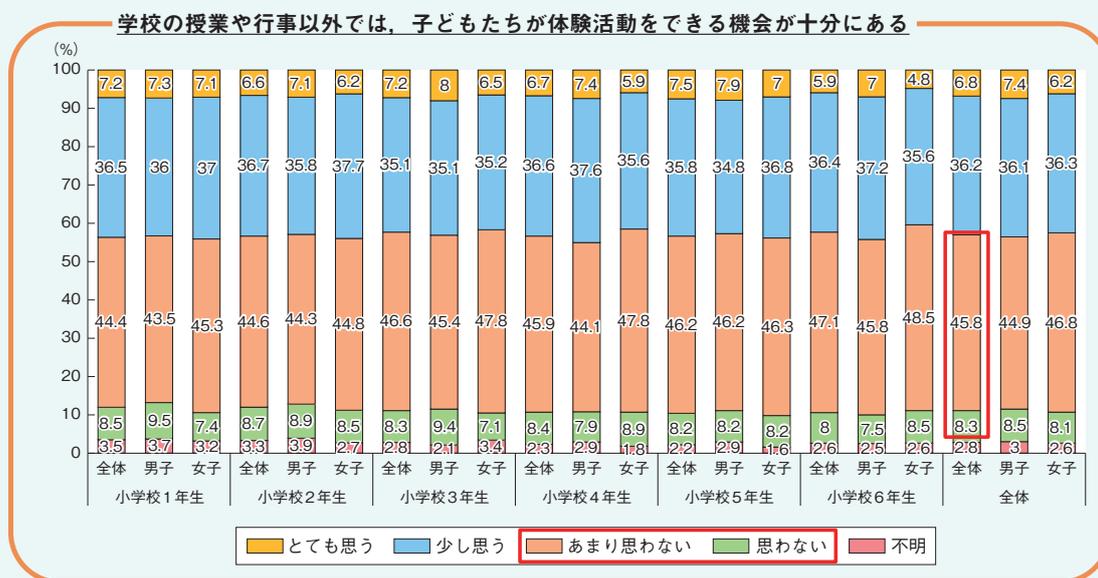
現在の子供たちは、自分が子どもの頃と比べて、体験活動の機会が少なくなっている



(出典) 国立青少年教育振興機構「青少年の体験活動等に関する実態調査（平成26年度調査）」

体験活動に関する保護者の意識③

5～6割程度の保護者が「学校の授業や行事以外に子どもたちが体験活動ができる機会が十分でない」と感じている。



(出典) 国立青少年教育振興機構「青少年の体験活動等に関する実態調査(平成26年度調査)」

2. 青少年の体験活動の推進に向けた基本的な考え方

青少年の体験活動の現状を踏まえると、青少年が体験活動を行う時間が限られている中で、青少年や保護者等がそれぞれの状況やニーズに合わせ「選び」、また、「選ばれる」、「選びやすい」体験活動を進めていく必要がある。

そのためには、体験活動は、青少年の自己肯定感、意欲・関心、規範意識を育むという目的にとどまらず、青少年やその保護者を含む地域住民が集まり、交流をすることにより、地域に関心や愛着を持ち、地域の課題解決や地域づくりにつながるような機会としての役割を果たしていくことが求められる。

このような体験活動が地域資源を活用しつつ、継続的に行われるためには、学校や地域の特定の団体等が提供主体になるのではなく、「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働のあり方と今後の推進方策について(答申)」(平成27年12月 中央教育審議会)にも示されているように、学校、家庭、地域が連携・協働し、長期宿泊型や身近な体験活動に多様な提供主体や地域住民が関われるような環境作りも求められる。

3. 今後の青少年の体験活動の推進方策について

先に述べた基本的な考え方に基づいて、本検討委員会においては「青少年が体験活動を行う機会の充実及び実施体制」と「体験活動の内容」の観点から、今後の体験活動の推進方策について検討を行い、以下の意見があった。

(1) 青少年が体験活動を行う機会の充実及び実施体制について

① 体験活動を行う機会の充実

- ・ 青少年の自立心、連帯感・仲間意識等を育むことにより効果が高い長期宿泊型の体験活動や、ネット依存や貧困家庭の青少年など困難な状況にある青少年を対象

とした体験活動、地域の課題解決に青少年自身が直接関わるような体験活動といった非日常型又は課題解決型の体験活動の機会を充実させるとともに、このような体験活動によって得られた効果の継続の観点や、気軽に体験を行うことができるよう、公民館、児童館、公園など身近な場所における体験活動の機会を充実させることが必要。

- ・身近な場所における体験活動については、乳幼児を含む子供やその保護者同士が地域社会の接点として気軽に立ち寄れる居場所、保護者自身も体験活動を行う機会として、また、青年層がボランティア等により、子供たちと関わり、自らが体験活動に触れる機会としても重要。

②体験活動の実施体制について

- ・学校や地域において体験活動が継続的に実施されるよう、教員や社会教育主事だけではなく、教員養成大学の学生等がボランティア等の活動をした際に単位認定を行うなど、ボランティア等に参画しやすい環境づくりが必要。
- ・体験活動に関する地域の人的・物的資源を有効に活用するために、コーディネート機能を果たす人材が必要だが、単にコーディネート機能を果たすだけではなく、人的・物的資源の掘り起こしなどの役割を担うことも重要。
- ・体験活動の指導員等については、多くの青少年団体等が独自のプログラムや資格の発行等により指導者養成、研修を行っているが、それぞれの指導員等がどのようなスキルを有しているかを「見える化」していくことが必要。
- ・青少年やその保護者等に地域の体験活動の機会や、体験活動にボランティア等で参画したい地域住民等のニーズを一元的に集約し、情報提供するなど、体験活動を「経験したい」、「提供したい」、「手伝いたい」人・団体等をつなぐ仕組みを含め、継続して体験活動が実施できる体制を整備するための支援が必要。

また、併せて、先進的な体験活動だけではなく、日常的に行うことができる体験活動の内容や取組事例、体験活動の効果についての情報発信も重要。

(2) 体験活動の内容について

- ・青少年の限られた時間の中で、一定程度の時間の確保が必要だが、用意された体験活動ではなく、失敗体験も含め、体験プログラム自体を子供たち自らが提案するなど、子供たちが自身で全て行う主体的な体験活動が必要。
- ・「生活・文化体験活動」、「自然体験活動」、「社会体験活動」のうち、特定の活動だけではなく、それぞれの活動を複合した体験活動を進めることが必要。

そのためには、青少年教育施設、地域の農家、公民館、児童館等といった地域における体験活動に関する資源や青少年団体等の提供主体間のネットワークづくりも必要。